

令和3年9月14日 総務文教委員会

総務部経営企画課

議案説明資料

- 1 議案第49号 田川市過疎地域持続的発展計画の策定について . . . P 1

議案第 49 号 田川市過疎地域持続的発展計画の策定について

1 計画の策定理由

「過疎地域自立促進特別措置法」が令和 3 年 3 月末で期限を迎え、令和 3 年 4 月 1 日付けで「過疎地域持続的発展特別措置法」（以下「法」という。）が施行された。

法第 41 条の規定により、本市は過疎地域に該当することとなるため、本市の持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上を計画的に推進するため、「田川市過疎地域持続的発展計画」（以下「計画」という。）を議会の議決を経て策定するものである。

2 計画の内容

(1) 基本の方針

ア 本市の旧過疎地域自立促進計画（平成 28 年度から令和 2 年度まで）の構成並びに第 6 次田川市総合計画及び第 2 期田川市未来創生総合戦略の内容を踏まえた計画とする。

イ 計画に定める事項については、法第 8 条第 2 項の規定による。

過疎地域持続的発展特別措置法（令和 3 年 4 月 1 日法律第 19 号）

第 8 条第 1 項、第 2 項抜粋

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第 8 条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地域の持続的発展の基本の方針に関する事項

(2) 地域の持続的発展に関する目標

(3) 計画期間

(4) 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

ハ 地域における情報化に関する事項

ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

ホ 生活環境の整備に関する事項

ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

ト 医療の確保に関する事項

チ 教育の振興に関する事項

リ 集落の整備に関する事項

ヌ 地域文化の振興等に関する事項

ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

(5) 市町村計画の達成状況の評価に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項

(2) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

3 計画の策定について

(1) パブリックコメントの実施

ア 意見募集期間 令和3年7月12日（月）から8月2日（月）まで

イ 意見募集結果 意見なし

(2) 福岡県との事前協議

法第8条第7項の規定に基づき福岡県と事前協議を行い、令和3年8月19日付け
3市町村第2446号福岡県知事通知をもって、その協議を終えている。

なお、当該計画は市議会の議決後、福岡県を通じて国に提出することとなる。